

介護保険の住宅改修

1 制度の概要

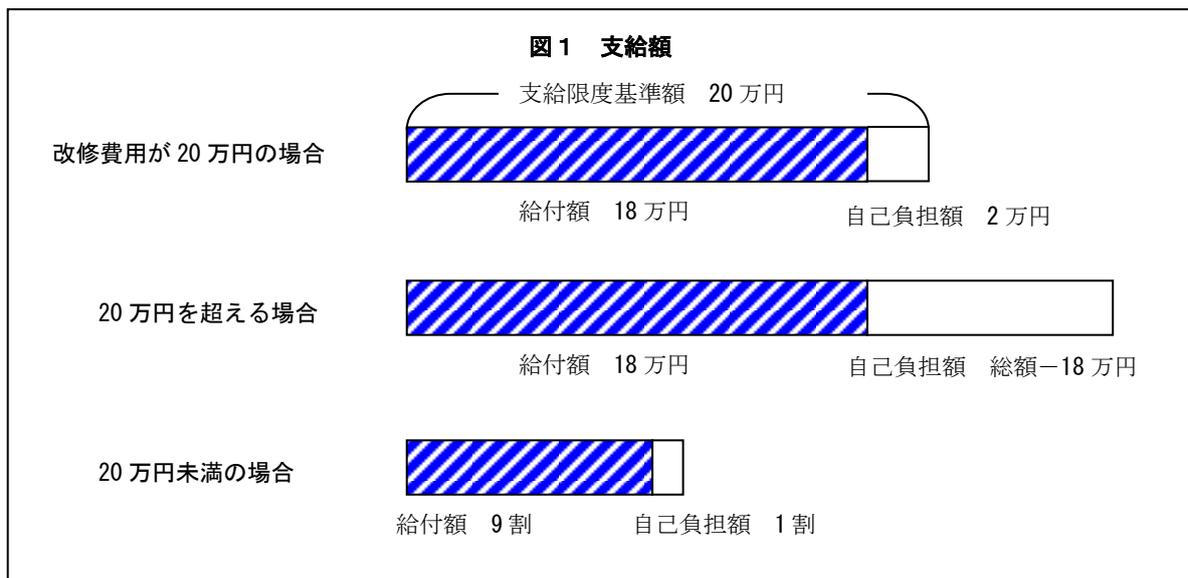
(1) 利用できる方

要介護認定の申請をして、要介護又は要支援1・2の認定を受けた方で、在宅で生活している場合に介護保険の住宅改修が利用できます。

(2) 支給限度

支給限度基準額を20万円として、住宅改修に要した費用の9割が給付されます。20万円以下の工事の場合は、その9割が給付されます。(図1)

要介護状態区分にかかわらず、支給限度基準額は20万円の定額です。

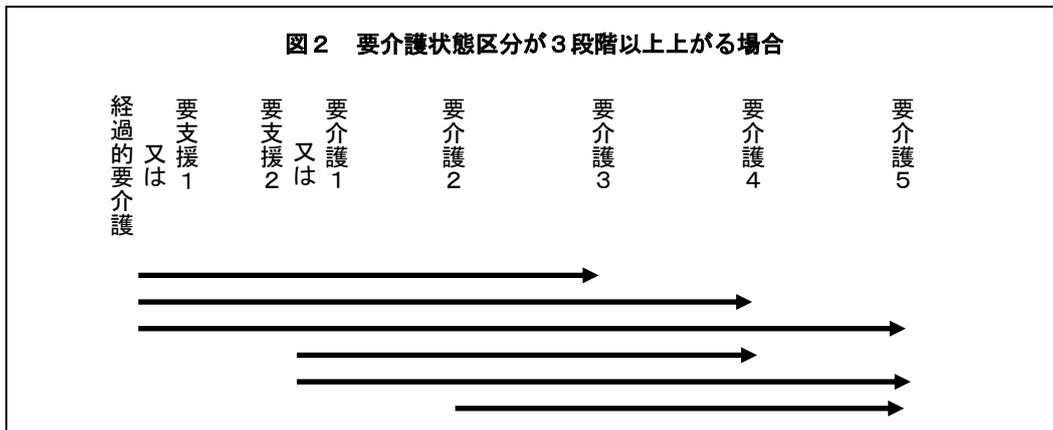


ただし、次のような場合には、例外として、再度20万円までの利用が認められています。

① 要介護状態の区分が3段階以上上がった場合 (図2)

- ・ 初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として3段階以上要介護状態区分が上がった場合に、再度20万円まで利用可能(3段階リセットの例外)となります。
- ・ 基準となる要介護状態区分から3段階以上上がっても自動的に3段階リセットの例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されません。

- ・ 3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度基準額は20万円となり、支給限度額管理もリセット後のみで行われます。
- ・ 3段階リセットの例外は一の被保険者につき1回しか適用されません。
- ・ ただし、転居した場合（例外②参照）は、転居後の住宅改修に着目して段階リセットの例外が適用されます。



- ・ 平成18年4月1日の制度改正により、新たに「要支援2」の区分が設けられましたが、要支援2については、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当すると認められる状態であるという点で、要介護1と同様の状態であり、住宅改修における介護の必要の程度を図る目安としては、要介護1と同等の取り扱いとなります。
- ・ 経過的要介護とは平成18年4月1日以前にすでに要支援の認定を受けていて、平成18年4月1日以降でその認定有効期間が残っている方となります。

② 転居した場合

- ・ 転居した場合には、転居前の住宅にかかる住宅改修の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について再度20万円まで利用可能となります。（転居リセットの例外）
- ・ ①の3段階リセットの例外は、転居後の住宅のみに着目して適用されます。（転居リセットの例外が優先）
- ・ 転居前の住宅に再び転居した場合には、転居前の住宅にかかる支給状況が復活しますので、転居により再度利用可能となった20万円は限度額まで利用していなくても再転居した住宅での利用はできなくなります。

(3) 給付対象となる改修工事

給付対象となる改修工事は国により定められており（後述）、それ以外の工事は住宅改修費の給付対象とはなりません。

(4) 居宅介護サービス計画について

他のサービスを利用せず住宅改修費だけを申請する場合は、居宅介護サービス計画を立てる必要は

ありません。

他のサービスが、「居宅介護（介護予防）サービス費」として支給限度基準額（要介護状態区分によって額が違います。）が一括して管理されているのに対し、住宅改修費や福祉用具購入費は、別途に基準額が設定されているため、給付管理票を作成する必要はありません。

ただし、介護支援専門員が居宅介護サービス計画を作成している場合においては、住宅改修を居宅サービス計画の中に位置付け、利用者の心身、家族構成、住宅事情等の状況把握、改修内容の検討、改修後の評価、フォローアップ等を行うことは全体的なケアマネジメントの一部であると位置づけています。

2 介護保険の給付対象となる住宅改修の種類

介護保険の給付対象となる住宅改修は、次のとおり定められています。

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。

なお、貸与する福祉用具に掲げる「手すり」に該当するものは除かれます。

(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ、玄関から道路までの通路の段差を解消する工事等が想定されます。

ただし、貸与する福祉用具に掲げる「スロープ」又は購入する福祉用具に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器や階段等を昇降する機器を設置する工事は除かれます。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

(4) 引き戸等への取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は介護保険の保険給付の対象となりません。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定されます。ただし、購入する福祉用具に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的としたものは含まれません。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は介護保険の保険給付の対象となりま

せん。

(6) その他上記(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

上記(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられます。

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強等

② 段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備の移設工事等

③ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器に取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更

3 住宅改修の手順

住宅改修を行うためには、要介護認定を受けることが前提となります。さらに、他のサービスとは違う検討項目があるので、注意が必要です。

(1) ニーズの発見・働きかけ

アセスメントによる状況把握の中から、利用者の住宅改修のニーズを発見します。

利用者や家族が住宅改修に対して積極的な意向を示せるよう、その必要性や効果、優先度、制度の仕組みや手順等について説明し働きかけを行います。

(2) 本人と家族の意向をまとめる

利用者と家族の住宅改修の実施意向を聞き、利用者の心身状態・主訴と照らし合わせながら、どこをどのように改修すればよいか一つ一つ検討していきます。

(3) 医療・介護関係者の意見を聞く

本人の動作については、OT（作業療法士）やPT（理学療法士）の意見を聞くことができれば、最も良い助言を得ることができます。医療機関や施設で、ぜひ意見を聞いてください。

訪問看護婦やホームヘルパーなど、実際に在宅での本人の動作や環境をよく知っている方の意見を聞くことも参考になります。

(4) 施工業者の選定と設計

施工業者の選定については、その家を建てた工務店や大工さん、専門の改修事業者などに依頼するのが一般的だと思います。良質の工事をできるだけ安い費用で行うためには、知人や地域の評判を聞いた上で、2社以上から見積りを取ることをお勧めします。

施工業者を選定したら、改修内容について施工上問題がないか現地で確認します。

介護保険の給付申請では、設計図の作成は必須ではありませんが、確実な工事のためには設計作業は必要です。次のような項目を確認し記録しておきましょう。

○施工範囲、○仕上げ材料、○取付け部材の位置や大きさ・形状 など

(5) 見積作業

介護保険給付の申請書には「工事内訳書」の添付が必要です。給付の要件に合致しているかどうか、内訳書が審査されますので、見積書作成時に内訳書をしっかり作っておかなければなりません。

内訳書の内容は、次の点に注意してください。

- ① 給付対象工事ごとに区分する。
- ② 給付対象外の工事があれば、これも区分する。

この場合は、別の見積書（内訳書）を作ると明確に区分できます。

③ 「材工一式」としない。

材工とは、「材料と工賃を合わせていくら」という場合の積算方法です。「手すり工事一式〇万円」とか「フローリング貼り工事6畳〇万円」というような書き方では見積内容が適正かどうか審査できませんので、「材料費がいくらで工賃がいくら」さらに「工賃は〇人で作業日数〇日」と記載する必要があります。

④ 工事の規模を明記する。

手すりの長さや本数、床材を張り替えた面積などの工事の規模を明記する必要があります。

(6) 事前審査

市に住宅改修費の支給申請書類の1部を提出し、事前審査を受けることとなります。添付書類として、支給申請書（第31号様式）、工事内訳書等、住宅改修が必要と認められる理由書、工事箇所ごとの改修前写真、建物等の所有者が被保険者と異なる場合には所有者の承諾書、必要に応じて図面等が必要となります。

市で確認し適切な工事であると認められると、確認後の申請書式1式を返却しますので、現場にそれを備え付け申請内容に従って工事を行います。

一連の申請手続きについては、介護支援専門員が代行して行うことが望まれます。

原則として、事前審査で保険給付として適切な工事である確認を行っていない場合は、介護給付費の支給ができませんので、確認前の事前着工がないよう注意が必要です。

ただし、事前審査が行えない「やむを得ない事情」として、入院又は入所者が退院又は退所後に居宅での生活を行うため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに事前審査を行うことが制度上困難であると認められる場合は事前審査を行わなくても介護給付費の支給申請が可能です。

(6) 工事契約

見積書（見積書に疑問があるときや予算が合わないときは、納得するまで十分な説明を求めましょう。）ができ、依頼者（利用者又は家族）が了解し、事前審査で保険給付として適切な工事であることが確認され改修資金の目途が立ったところで工事契約を結びます。

申請手続上は契約書を取り交わす義務はありませんが、最低限、工期と支払方法は確認しておく必要があります。

(7) 施工と試用

支給申請時に「完成後の状態を確認できる書類」として「改修後の写真」が必要です。日付入りの写真が原則ですが、カメラに日付を写しこむ機能がない場合は、紙や黒板に日付を記入して一緒に撮影してください。同じ箇所を同じアングルで撮影するなど、誰が見ても分かりやすい写真を撮らなければなりません。

施工業者が工事を行った後、利用者宅を訪問し、利用者が具体的に改修箇所や用具等を使ってみて

不具合が生じていないか確認を行います。不具合が生じている場合はただちに直し工事を行います。
また、建物の構造などの施工上の問題により計画を変更することもあります。大きな変更がある場合は、内訳書を作成しなおす必要があります。

(8) 支給申請

工事代金を施工業者に支払った後に、事前審査で確認を受けて返却された支給申請書（第31号様式）に必要書類を添付して再提出します。添付書類として、領収書、改修後の写真が新たに加わりま
す。

なお、事前審査時の計画に変更が生じた場合は、支給申請前に必ず市と協議を行ってください。

※ 住宅改修費については、事前審査時に、工事内容や支給限度額の残額について確認を受けることにより受領委任払いによる給付（利用者は1割を負担し、市が施工業者に9割を支払う）ができます、詳細は事業者、介護支援専門員、市の窓口で確認してください。

4 住宅改修Q & A

厚生労働省介護保険Q & A等から抜粋 (※は須賀川市による注釈)

(1) 被保険者資格等について

①【完了前に要介護高齢者が死亡した場合の住宅改修費の取扱いについて】

在宅の要介護高齢者が、着工時点においては存命であったが、完了日前に死亡した場合において、住宅改修費の申請に基づく償還払いを行って差し支えないか。

工事完了部分までの経費が対象になる。

②【住民票を残したまま他市町村へ移住している被保険者の住宅改修について】

A市の被保険者（要介護1）が、A市に住民票を残したままB市の娘の家に居住しており、当該被保険者からA市に、娘の家の住宅改修の申請の相談があった。このような場合は住宅改修の給付対象とならないと解してよいか。

貴見のとおり。介護保険被保険者証の住所においてのみ、住宅改修の対象となる。本事例については、B市に住所を移してから、要介護認定を受け、住宅改修を行うべきものである。

③【転入前の住宅改修の請求先（保険者）について】

A市からB市へ8月1日に転入するもので、B市の住居への転入に先立ち7月中に改修しようとするケースがある。住宅改修は現に居住する住居であること、保険者は住所地を管轄とする者、ということで、当該住宅改修費の請求先（保険者）は、B市と考えてよいか。

貴見のとおり。
なお、事前にB市に確認したうえで改修を行うこと。
この場合でも、申請は転入後になる。

(2) 改修の時期について

④【新築住宅の竣工（完成）日以降の改修工事について】

住宅の新築は、住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工（完成）日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。

竣工（完成）日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修費の支給対象とする。

⑤【外泊する住宅の改修について】

月に数回施設から帰宅する住宅の改修は、介護保険の住宅改修が居宅介護サービスの範疇であるため、介護保険の給付対象に該当しないと判断してよいか。

施設入所者の生活の拠点は施設にあるので、外泊時であっても居宅介護サービス費は算定できないこととなっており、住宅改修についても同様に考える。また、病院等に入院中の者の外泊のための住宅の改修についても、同様に給付対象に該当しない。

⑥【居宅要介護者が工事着工後に入院した場合について】

在宅でサービスを受給し、住宅改修に着工した要介護者が、着工後に様態の急変等により入院し、退院の見通しが見つからない場合に、要介護者から住宅改修費支給申請があった場合、支給は可能か。

要介護者が入院するまでに工事が完成した部分までが給付対象となる。

⑦【入院（入所）中の住宅改修について】

現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことはできるか。また、介護保険施設を退所する場合はどうか。

入院中の場合は、住宅改修が必要と認められないので住宅改修費が支給されることはない。
ただし、退院後の住宅についてあらかじめ改修しておくことも必要と考えるので、退院の見通しがついた段階で、事前に市町村に確認をしたうえで（※事前審査を行わないで）住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給申請をすることは差し支えない。ただし、退院しないこととなった場合は申請できないので、十分な検討をしたうえで慎重に行う必要がある。

(3) 支給限度基準額について

⑧【支給限度基準額の算定方法について】

住宅改修費用の合計が20万円に達するまで、何度でも申請できるのか。

申請できる。

⑨【1つの住宅に複数の被保険者がいる場合のトイレの改修工事について】

1つの住宅に複数の被保険者が係わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思われるが、トイレの改修工事において、便器の取替え（和式から洋式）は妻（要介護1）、その床段差の解消と手すりの取付けは夫（要支援1）というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能か。

重複しなければ可能である。

※ 重複する例としては、便器の取替え工事（付帯工事を含む）費用の30万円を、夫20万円、妻10万円と区分して申請することはできない。

⑩【住宅改修の支給限度基準額算定の例外に係る取扱いについて①】

10万円の住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建て替えし、新築家屋として住み始めたが、一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は旧家屋と同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能か。

転居した場合に該当しないため、できない。

⑪【住宅改修の支給限度基準額算定の例外に係る取扱いについて②】

同一敷地内で5万円の住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築したが、その後新築家屋で一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能か。

転居した場合に該当しないため、できない。

(4) 住宅の種類等について

⑫【ケアハウスにおける住宅改修について】

介護保険制度上、ケアハウスは「アパート」と同列の扱いとされているが、ケアハウス入所者が要介護認定を受け、自らの希望により、入所しているケアハウスの住宅改修を行った場合（施設の運営主体は了解済み）、給付対象となるか。

補助事業により建設されたケアハウスの改修は給付対象とならないと考えてよいか。

軽費老人ホームの居住部分（専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。）は、制度上、住宅改修は可能であるが、軽費老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していない。

ただし、高齢者の身体の状態によっては、個別の対応（手すりの取付けなど）が必要な場合もあるので、その場合には、住宅改修費の支給は認められるものである。

⑬【有料老人ホーム入所者の住宅改修について】

有料老人ホーム入所者が、自らの居室に手すりを付ける場合、住宅改修の給付対象となるか。

有料老人ホームの居室部分（専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。）は、制度上、住宅改修は可能であるが、有料老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していない。

ただし、高齢者の身体の状態によっては、個別の対応（手すりの取付けなど）が必要な場合もあるので、その場合には、住宅改修費の支給は認められるものである。

⑭【賃貸アパートの共用部分の住宅改修について】

賃貸アパートの共用部分の住宅改修は、給付対象となるか。

賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものとするが、洗面台やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。

しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。

⑮【分譲マンション共用部分の改修費について】

分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修費の支給対象となるか。

賃貸アパートなどと同様、専用部分の改修が一般的と考えるが、マンションの管理規定や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。

⑯【賃貸住宅退去時の改修費用について】

賃貸住宅の場合、退去時に原状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。

住宅改修の支給対象とはならない。

(5) 申請書等について

⑰【支給申請書添付書類である「住宅改修が必要な理由書」の作成者について】

労企第4号2(2)②において「基本的には介護支援専門員とするが、市町村が行う住宅改修指導事業等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家」とされているが、住宅改修のみを必要とする要介護者等は、介護報酬が得られないことにより居宅介護支援事業者から当該理由書の作成を断られる場合がある。

この場合、本人もしくはその家族、又は住宅改修指導事業にかかわらない市町村職員が理由書を作成してもよいか。

作成できない。

※ このような場合には、工事着工前に、市又は地域包括支援センターに相談してください。

⑱【住宅改修における写真の添付について】

制度の周知が十分でなかったために、改修前の写真を撮影していなかった場合において、市町村の判断で保険の対象とすることはできるか。

また、改修前の写真は改修が行われる前であればいつ撮影されたものでもよいのか。

市町村の判断によることとなるものとする。

※ 個別の事例について、市に問い合わせください。

⑲【添付写真の日付について】

申請書に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことであるが、日付機能のないカメラの場合はどうすればよいか。

工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写しこむといった取扱いをされたい。

⑳【領収証について】

領収証は、写しでもよいか。

申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。

㉑【工事費内訳書について】

支給申請書に添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全てを区分しなければならないか。

工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等工事の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。

(6) 保険給付対象となる費用等について

㉒【住宅改修費の支給に必要な申請書類のうち写真の現像等に要する費用について】

施行規則第75条第2項第3号の「完成後の状態を確認できる書類等」については、改修前及び改修後のそれぞれの写真とすることとなっているが、その写真の現像料等については、申請者（被保険者）の負担としてよいか。

貴見のとおり。保険給付対象となる住宅改修の費用に含めることはできない。
※ 市へ支給申請する時の手続代行料を支給対象費用に含むことはできません。

㉓【被保険者（要介護者等）の同居家族である大工が住宅改修を行った場合について】

被保険者（要介護者等）が同居家族である大工と契約を結び、住宅改修を行った場合は、住宅改修費の給付対象になるか。

被保険者等自らが住宅改修を行った場合と同様に、材料費のみが住宅改修費の支給対象となる。

(7) 手すりの取付けについて

㉔【ねじを使用しない手すりの取付けについて】

住宅改修における手すりの取付けには、ねじで留めることが必要とあるが、特許を取得した固定材（エポキシ材）による取付けは住宅改修に当たらないのか。

住宅改修費の対象となるものとする。

㉕【手すりの形状について】

手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修費の支給対象となるか。

支給対象となる。
高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要である。

㉖【手すりの取替え工事について】

介護保険施行前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たな手すりを設置する場合は、保険給付の対象となるか。

単に老朽化したとの理由であれば認められない。
※ 高齢者の身体の状態が変化したことにより、手すりの形状、設置する高さ等を変更する必要が認められる場合は、保険給付の対象となる。

(8) 段差の解消について

㉑【ホーム用エレベータ及び階段昇降機の設置について】

ホーム用エレベータ及び階段昇降機の設置については、住宅改修費の給付対象とならないと考えるがいかがか。

また、階段昇降機は取付けに工事を伴うため、福祉用具貸与種目である移動用リフトとしても該当しないと考えてよいか。

貴見のとおり。

㉒【段差解消機等の設置について①】

昇降機・リフト・段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。

昇降機・リフト・段差解消機等、動力により床段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修費の支給対象外である。

なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。

㉓【段差解消機等の設置について②】

「昇降機・リフト・段差解消機等、動力により床段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修費の支給対象外である」とあるが、動力によらず手動の場合は、支給の対象となるか。

手動であっても、これらの設置工事は対象外となる。

㉔【昇降機設置のための犬走りの撤去について】

掃出し窓の下に居室への出入りを容易にするための昇降機設置を検討しているが、現在あるコンクリートの犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要となる。撤去に要する費用は段差を解消するために必要な住宅改修として給付対象になるか。

昇降機の設置は、住宅改修費の対象外であることから、犬走りの撤去工事は付帯する工事とは考えられない。

㉕【上がりかまちの床段差緩和工事について】

上がりかまちの段差の緩和のため、式台を設置したり、上がりかまちの段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。

式台については、固定されているもの、持ち運びが容易でないものは、床段差の解消として住宅改修費の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がりかまちを2段にする工事は支給対象となる。

⑫【土間を居室にすることについて】

現在入院中の要介護者が帰宅するにあたり、店舗付3階建て住宅（各階約10坪）の1階部分の従来店舗として使用していた土間部分（約5坪）に高さ20cm程度の根太を置き、その上に床を張って居室とする住宅改修を計画している。身体状況から2～3階に住めないことから、要介護者の居室にするものであるが、床段差の解消として認めることができるか。

個別の住宅改修の実態に応じて判断すること。
なお、この場合は床段差の解消に該当するものとする。

⑬【ユニットバスによる段差解消・床材変更の可否について】

浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバス（壁・床・天井・浴槽が一体のもの）の購入設置により行う場合、給付の対象とすることは可能か。（ただし、給付対象額の算出は購入設置費用総額を面積按分で算出するもの）

費用を按分することが可能であれば、給付の対象とすることができる。

⑭【浴室の段差解消工事について】

床段差を解消するため浴室用にすのこを製作し、設置する場合は住宅改修費の支給対象となるか。

浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修費ではなく福祉用具購入費の支給対象となる。

⑮【玄関以外のスロープについて】

居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は保険給付の対象となるか。

玄関にスロープを設置する場合と同様に、床段差の解消として住宅改修の対象となる。

⑯【住宅改修における「玄関まわり」の範囲について】

住宅改修における「段差解消」について、住宅の出入り口に関しては「玄関まわり」との記載がある。玄関のドアの大きさ等から玄関からの出入りが困難であり、掃出し窓、縁側等から車いすでの出入りを行っている場合、当該掃出し窓、縁側と地面との段差解消について、住宅改修費給付の対象となるか。

玄関にスロープを設置する場合と同様に、床段差の解消として住宅改修の対象となる。

⑰【ベランダの段差解消について】

一人暮らしの人が洗濯物を干す等のためベランダから出入りをする必要があるときに、ベランダと部屋の段差解消を住宅改修として認めてよいか。

ベランダと部屋間の段差の解消も移動という基本動作を支援するためのものであるため、住宅改修費の支給対象となる。

⑳【玄関の段差解消に伴う床の解体費用について】

玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として住宅改修費の対象としてよいか。

スロープの設置工事に付帯するものと考えられるので、住宅改修費の対象となる。

(9) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更について

㉑【床材の表面加工について】

滑り防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修費の支給対象となるか。また、階段にノンスリップをつけたり、カーペットを貼り付けたりする場合は、支給対象となるか。

いずれも床材の変更として住宅改修の対象となる。

なお、ノンスリップが突き出ていたり、あまりすべりが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。

㉒【設置工事が不要な滑り止めのための床材について】

工事や取付け作業を要さず（床への貼り付けや釘止めも不要）、床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材については、設置工事等を要さず床段差解消にも該当しないことから、保険給付の対象とならないと考えてよいか。

貴見のとおり、床に置くだけであれば住宅改修にも特定福祉用具の購入にも該当しない。

※ カーペットやコルク材についても床に接着すれば保険給付の対象となるが、単に床に敷いただけでは、対象とならない。

㉓【浴室内の床材の変更について】

平成12年1月31日付老企第34号での厚生省通知によると、厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給にかかる住宅改修の種類のうち（3）滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更は「浴室においては床材の滑りにくいものへの変更」とある。これについて、滑り止めマットを浴室内に敷くこと（床面への接着をしない）も対象となると考えてよいか。

それとも、入浴補助用具として福祉用具購入費の支給の対象となるのか。

マットを浴室内に置くだけであれば、住宅改修費の給付対象とはならない。

また、福祉用具購入費の給付対象にもならない。

㉔【廊下の床の取替えについて】

廊下の床の取替えについては、住宅改修告示において「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」となっているが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取り替えることについても、「移動の円滑化」として住宅改修の対象と考えてよいか。

老朽化や物理的、科学的な磨耗・消耗を理由とするのであれば、この改修は保険給付対象外である。

㉕【階段の滑り止めゴムについて】

階段に滑り止めのゴムをつけることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たり、保険給付の対象となるか。

「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たり、保険給付の対象となる。

④【廊下に設置されている洗面台の移動にかかる費用について】

車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は介護保険の住宅改修の対象となるか。住宅改修告示の項目にはこういった項目がないことから、住宅改修の対象にはならないと考えるがいかがか。

貴見のとおり。

(10) 引き戸等への取替えについて

④【ドアの取外しについて】

住宅改修告示第4号に「引き戸等への扉の取替え」とあるが、車いすで通行するために、台所の入り口の扉を取り除く工事費について保険給付の対象となるか。

個別の住宅改修の状況に応じて適宜判断することとされたい。

※ 必要性が認められるものについては給付対象になると考えますが、個別の事例について、市に問い合わせください。

④【浴室の扉の取替えについて】

車いすの利用者が浴室の扉を一人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらす工事は住宅改修費の対象としてよいか。引き戸から引き戸への変更であっても可能なのか。工事の趣旨からすれば可能だと考えるがいかがか。

貴見のとおり。要介護者・要支援者の身体状況に基づいた理由による住宅改修ならば可能である。

④【扉工事について】

扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修費の支給対象となるか。

扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えに相当するものとして住宅改修費の支給対象となる。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。

④【引き戸の取替え工事について】

既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は、住宅改修費の支給対象となるか。

既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由であれば支給対象となる。

ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。

(11) 洋式便器等への便器の取替えについて

⑨【既存のトイレとは別の場所にトイレを設置する場合について】

既存のトイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、洋式便器等への取替えとはならないので、住宅改修の対象とはならないと判断してよいか。

貴見のとおり。

⑩【居室横に洋式トイレを移設する場合について】

要介護者の住む居室の増改築時に、要介護者の状態を勘案し、居室横（近く）に洋式トイレを新設する場合、住宅改修の対象としてよいか。

なお、居室から遠く古い和式のトイレは、取り壊すが住宅改修の対象とはしない。

和式便器を洋式便器に取り替えたものと考えられるので、「洋式便器等への取替え」に該当すると考える。

⑪【住宅改修の際不用となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用について】

住宅改修の際不用となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象となるか。

これらの費用は、「洋式便器等への便器の取替え」又は「引き戸等への扉の取替え」の工事を行う際に当然付帯する工事であることから、給付対象になる。

⑫【男性用小便器の洋式便器への改修について】

従来、男性用小便器と和式便器があったトイレについて、男性用小便器を洋式便器へ改修（和式便器の方はそのまま）する場合、便器の取替え自体は住宅改修の対象となるが、配管工事（管を太くする等）については、対象にならないとの判断でよいか。

住宅改修の実態に応じて、適宜判断すること。

※ 想定としては稀なケースと考えられるが、このような場合には、工事前に市に具内的な内容について問い合わせください。

⑬【便器の取替えに伴い認められる水洗化の工事の範囲】

便器の取替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められている。給排水設備工事は、まさに水洗化にかかる工事と考えられるが、認められない工事の範囲とは、

①浄化槽設置工事

②公共下水道に接続する枦からトイレまでの給排水管

を指すのか。

非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、便器本体の工事とともに、水洗化の工事が行われるかと思うが、その場合の「水洗化」の工事を対象からはずしている。

「便器の取替え」に付帯する工事のうち「便器の取替えに伴う給排水設備工事」として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変えるときに、排水管の長さや位置を変える場合を想定している。

⑤④【洋式便器の改修工事について】

リウマチ等でひざが十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修費の支給対象となるか。

- ①洋式便器をかさ上げする場合。
- ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合。
- ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合。

①は、支給対象となる。

②については、既存の便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修費の支給対象として差し支えない。

③については、住宅改修でなく、腰掛便座（洋式便器の上において高さを補うもの）として特定福祉用具購入費の支給対象となる。

⑤⑤【和式便器の腰掛式への変換について】

和式便器の上において腰掛式に変換するものは、住宅改修に該当するか。

腰掛便座として特定福祉用具購入の対象となる。

⑤⑥【特殊機能付便座の交換について】

現在洋式便座を使用している者が、ウォシュレット機能の付いている便座に交換することは可能か。ウォシュレット機能を使用することにより、自力で排泄行為を終了させることができることから、この機能は必要と考えられるが。

介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。

このため、洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は、住宅改修費の支給対象外である。

⑤⑦【洋式トイレの向きを変える場合の取扱いについて】

障害に適應するように現に使用している洋式トイレの向きを変える工事を行う場合の工事費用は給付の対象となるか。

「洋式便器等への便器の取替え」として対象になると考える。

(12) 玄関から道路までの改修について

⑤⑧【段差解消・手すりの取付けについて】

玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修費の支給対象となるものと解してよいか。

貴見のとおり。

対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等がある。

⑨【通路面の材料の変更について】

通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。

⑩【段差の解消について】

玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。

玄関の上がりかまちへの式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。

(13) 平成18年4月1日改正関係について

⑪【理由書の作成について】

介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。

可能である。